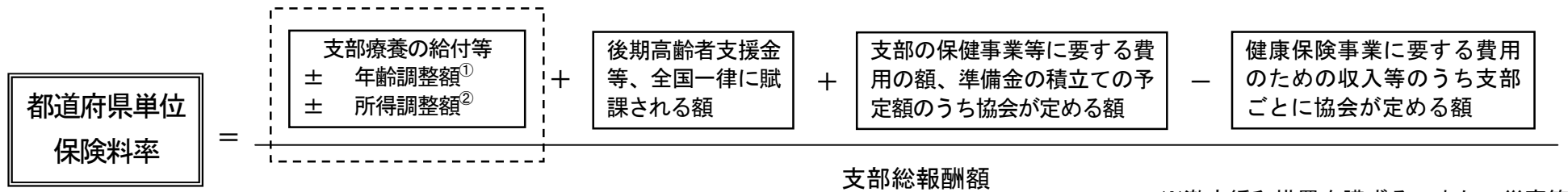


都道府県単位保険料率の算定方法について



※激変緩和措置を講ずる。また、災害等特殊事情について適切な調整を行う。

① 年齢調整額 = $\left[\begin{array}{l} \text{ア} \\ \text{全国平均の年齢階級別の加入者1人} \\ \text{当たり給付費に、支部の年齢階級別} \\ \text{の加入者数を乗じた額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{全国平均の年齢階級別の加入者1人} \\ \text{当たりの給付費に、支部の加入者の年} \\ \text{齢構成を全国平均とした場合の年齢} \\ \text{階級別の加入者数を乗じた額} \\ \text{(=全国平均の加入者1人当たり給} \\ \text{付費に、支部の加入者数を乗じた額)} \end{array} \right]$

※年齢構成の高い支部：年齢調整額が正の値 → 年齢調整額を控除 → 保険料率が下がる

② 所得調整額 = $\left[\begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{全国平均の加入者1人当たり給付費} \\ \text{に、支部の加入者数を乗じた額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{ウ} \\ \text{全国の給付費の総計を支部毎の総報酬} \\ \text{額で按分した額} \end{array} \right]$

※総報酬額の低い支部：所得調整額が正の値 → 所得調整額を控除 → 保険料率が下がる

(注) 支部療養給付等から国庫補助分を控除して算定

- i H21年度の保険料率算定の際に用いた額を基に同年度の激変緩和措置を講じた後の保険料率と
- ii H21年度の医療給付費等の実績を基に同年度の激変緩和措置を講じた後の保険料率との差については、H23年度の都道府県単位保険料率の算定に当たって、所要の調整を行う。

具体的な給付等の整理の考え方

給付等の内容	支部被保険者で負担 【第1号】	総報酬按分 【第2号】
① 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費	○	
② 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金		○
③ 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費	○	
④ 家族埋葬料、家族出産育児一時金		○
⑤ 高額療養費、高額介護合算療養費	○	
⑥ 前期高齢者納付金、後期高齢者支援金		○

※ ①・③・⑤のうち、特別の事情による費用については、総報酬按分の対象となる給付費とする。

特別の事情による費用の取扱い案について

以下の特別の事情による各都道府県支部の医療費については、国民健康保険や長寿医療制度における取扱い等を踏まえ、一定の基準により、全都道府県支部で等しく負担することとする。

①災害等による一部負担金の減免等がある場合

当該減免額が当該支部の総報酬額の1万分の1を超える場合、その超える額を全支部で等しく負担

②原爆被爆者に係る医療費が多額である場合

原爆被爆者に係る保険給付費の増加額が当該支部の総報酬の1万分の1を超える場合、その超える額を全支部で等しく負担

③療養担当手当に係る額がある場合

当該額が当該支部の総報酬額の1万分の1を超える場合、その超える額を全支部で等しく負担

④その他特別の事情がある場合